福岡市公報

令和６年３月4日　第7033号

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福　岡　市　役　所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

—目　　次—　　ページ

規　　則

○福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則の一部改正（第７号）…… 1

○福岡市市民福祉プラザ条例施行規則の一部改正（第８号）…… 1

○福岡市専用水道及び簡易専用水道に関する規則の一部改正（第９号）…… 2

○福岡市風致地区内建築等規制条例施行規則の一部改正（第10号）…… 3

告　　示

○電線共同溝を整備すべき道路の指定（第47号）…… 3

規　　則

福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月４日

福岡市長　　髙　　島　　宗　一　郎

福岡市規則第７号

福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則（平成30年福岡市規則第119号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「合理的配慮をすること」を「障がいを理由とする差別の解消」に改める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市市民福祉プラザ条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月４日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第８号

福岡市市民福祉プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市市民福祉プラザ条例施行規則（平成９年福岡市規則第156号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「第４条第１項第１号」を「条例第４条第１項第１号」に改める。

第７条の次に次の１条を加える。

（専用利用の申請等の特例）

第７条の２　第５条第１項、第６条第１項及び前条の規定にかかわらず、会議室等の専用利用の申請、許可及び取り止めについては、公共施設案内・予約システムを利用する方法によることができる。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市専用水道及び簡易専用水道に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月４日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第９号

福岡市専用水道及び簡易専用水道に関する規則の一部を改正する規則

福岡市専用水道及び簡易専用水道に関する規則（平成12年福岡市規則第115号）の一部を次のように改正する。

第１条中「。以下「政令」という。」を削る。

第３条第１項中「（様式第１号）」を削り、同条第３項中「（様式第２号）」及び「（様式第３号）」を削る。

第４条中「（様式第４号）」を削る。

第５条第１項中「（様式第５号）」を削る。

第６条第１項中「（様式第６号）」を削り、同条第２項第４号中「定める厚生労働大臣が認定する講習」を「規定する登録講習」に改める。

第６条の２第１項中「（様式第６号の２）」を削り、同条第３項中「（様式第６号の３）」を削る。

第７条中「（様式第７号）」を削る。

第８条第１項中「（様式第８号）」を削り、同条第２項中「（様式第９号）」を削り、同条第３項中「（様式第10号）」を削る。

第９条第１項中「（様式第11号）」を削り、同条第２項中「（様式第12号）」を削る。

第10条第１項中「（様式第13号）」を削る。

本則に次の１条を加える。

（申請書等の様式）

第12条　この規則の規定による申請、通知等に関し作成する申請書、通知書等の様式については、市長が別に定める。

附則第２項中「（附則様式第１号）」を削る。

附則第４項中「（附則様式第２号）」を削る。

附則様式第１号及び附則様式第２号を削る。

別記様式第１号から様式第13号までを削る。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第１条の改正規定は、公布の日から施行する。

福岡市風致地区内建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月４日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第10号

福岡市風致地区内建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市風致地区内建築等規制条例施行規則（昭和47年福岡市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第８条中「の各号」を削り、同条第22号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第33号中「昭和31年法律第161号」を「昭和31年法律第79号」に改める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

告　　示

福岡市告示第47号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第３条第１項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路として次のように指定したので、同条第４項の規定により公示する。

令和６年３月４日

福岡市長　髙　島　宗一郎

県道

路線名	区　　間	延　長 (メートル)	指定の部分
浜新建堅粕線	東区箱崎六丁目3810番５地先から 同　箱崎三丁目3367番１地先まで	360	上下線

市道

路線番号	路線名	区　　間	延　長 (メートル)	指定の部分
東109	箱崎109号線	東区箱崎三丁目3371番３地先から 同　3346番４地先まで	130	上下線
東111	箱崎111号線	東区箱崎六丁目3330番19地先から 同　3330番19地先まで	280	上下線
東141	箱崎141号線	東区箱崎六丁目4114番４地先から 同　4113番４地先まで	190	上下線
東146	箱崎146号線	東区箱崎六丁目4096番３地先から 同　4098番16地先まで	900	上下線
東149	箱崎149号線	東区箱崎六丁目4098番１地先から 同　4098番１地先まで	180	上下線

印刷所　松影堂印刷株式会社

この印刷物は再生紙を
使用しています